

平成18年度から介護保険料が変わります

介護保険のサービスを利用する際、自己負担分は実際にかかった費用の1割ですが、残りの9割をまかなうために介護保険料が使われます。介護が必要となったとき、だれもが安心してサービスを利用できるように、保険料の納付をお願いします。

○65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

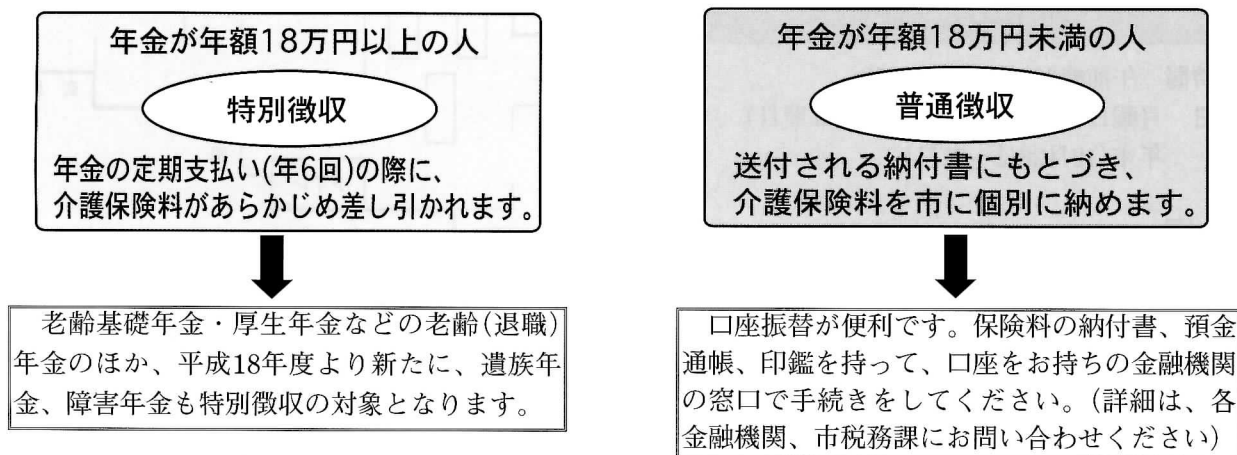
介護保険料については、介護サービスの利用者数、利用量の増加を見込むとともに、特別養護老人ホームの新規開設に伴う施設サービス利用者数の増加を見込んだため、基準月額(平均月額)を現行の2,933円から3,767円に引き上げることになりました。また、所得の低い人の保険料軽減など現行の制度よりもきめ細かく配慮した保険料6段階へ変更されます。

問合せ先 健康推進課 介護保険担当 ☎(46)5111

現 行					平成18年度から				
段 階		算 出	月 額	年 額	段 階		算 出	月 額	年 額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者である市民税世帯非課税者	基準額 ×0.5	1,467	17,600	第1段階	同 左	基準額 ×0.5	1,883	22,600
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税	基準額 ×0.75	2,200	26,400	第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.5	1,883	22,600
					第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって、第2段階以外の人	基準額 ×0.75	2,825	33,900
第3段階	本人が市民税非課税(世帯には市民税課税者がいる場合)	基準額	2,933	35,200	第4段階	同 左	基準額	3,767	45,200
第4段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額 ×1.25	3,667	44,000	第5段階	同 左	基準額 ×1.25	4,708	56,500
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上	基準額 ×1.5	4,400	52,800	第6段階	同 左	基準額 ×1.5	5,650	67,800

※税制改正の影響により所得段階区分が上がる人は、保険料負担の急激な増加を避けるため、保険料率を段階的に引き上げていく緩和措置がとられます。

○保険料の納め方



○保険料の納め忘れにご注意を！

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上・・・サービスにかかる費用をいったん全額負担し、申請により後で保険給付分(9割分)が支払われます。
- 1年6カ月以上・・・費用をいったん全額負担し、申請しても一部または全部が一時的に差し止められるか、滞納分と相殺されます。
- 2年以上・・・通常は1割の利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費が受けられなくなります。